

震災編 第 2 章 震災予防計画

第 1 節 地盤災害の予防

第 1. 適切な土地利用の促進

【基本方針】

土地の利用に際しては、土地の形質、地質、社会条件、自然条件を十分に把握し災害の防止に努める。

【実施内容】

1. 土地利用の適正誘導

地盤災害の予防対策としては、基本的には土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法さらに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握し、地盤災害の予防を検討する。

このほか地盤災害の発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

2. 宅地造成の規制誘導

県と協力して以下の対策を推進する。

- ① 宅地造成等規制法や都市計画法における開発許可制度による徹底指導
- ② 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
又、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。
- ③ 災害防止パトロールによる違法造成や危険宅地への指導監督の強化

第 2. 液状化危険地域の予防対策

【基本方針】

地震が発生した場合、軟弱な地盤は他の地盤より揺れが大きくなり、又、地盤内に埋設された線状構造物にも被害が出やすい。更に変位の少ない良好な地盤との境界で相対変位が大きくなり、建築物や施設に多大な被害をもたらす。そのため軟弱な地盤での施設立地に際しては、地盤の性質を十分に踏まえた対応が必要である。

【実施内容】

1. 液状化現象の調査研究

町は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、町域への影響等について町民への普及に努める。

2. 液状化危険地域の予防対策

① 液状化現象の調査研究

本町では液状化発生危険度は比較的低いものの、県や各種研究機関において実施される液

状化現象に関する成果を踏まえ、地震災害による被害の軽減に努める。

② 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

ア. 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

a. 地盤改良による工法

- 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
- 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）
- 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルトレーン工法）

b. 構造物で対応する方法

- 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

イ. 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても建築物が深刻な被害を受けないよう、建築物の耐震化工法を施しておくことも効果的である。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

a. 建築物に施す対策工法

- 木造構造物
 - (1) 基礎を鉄筋コンクリート造としたべた基礎とする方法
 - (2) アンカーボルトの適正施工
 - (3) 上部構造部分の剛性化
 - (4) 荷重偏在を避ける建築計画
 - (5) 屋根等の重量を軽量化
- 鉄筋コンクリート造等建築物
 - (1) 支持杭基礎工法
 - (2) 地階を設ける方法
 - (3) 面的に広がりのある建築計画
 - (4) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性の向上
- コンクリートブロック塀
 - (1) 法令等の技術基準の正しい履行
 - (2) 基礎を低盤幅の大きい逆T字型の鉄筋コンクリート造りとし、根入れは、40cm以上とする方法

b. 地盤改良工法

上記ア. a. に同じ

ウ. 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

a. 管路に施す工法

- 既存施設の技術的改良

- (1) 既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、安全性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。
- (2) 基礎を低盤幅の大きい逆T字型の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく根入れを深くする。

○ 新設管の耐震化

- (1) 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
- (2) ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
- (3) 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

b. 地盤改良工法

上記ア. a. に同じ

第3. 土砂災害対策

【基本方針】

災害の発生により、地すべり、山崩れ、崖崩れ等の災害が予想されるので、その予防に万全を期することが必要である。

災害危険箇所や区域を的確に把握し、防災工事の推進に努め災害発生危険地区の解消に努める。

又、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒避難体制の整備に努める。

【実施内容】

1. 災害警戒区域等の指定

町は、防災関係機関と協力し、すでに調査している箇所以外にも調査をすすめ、より一層の警戒区域の把握に努めるとともに県と連携し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

2. 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と危険が及びそうな施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

又、新たな危険区域箇所を調査把握し指定の要望を図る。

3. 治山・治水対策

治山・治水対策は、本町の防災上最も重要な事項である。これらの防災施設については次により完備を図り、災害の防止を期するものとする。

① 治山事業

本町は、総面積の90%近くが山林原野で占められており、山腹崩壊や各溪流による流域の荒廃、多量な土砂礫の流出等の危険を防止するため治山事業を推進しているが、地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想される。このような災害の多様化と山地災害の危険性が高まる中、より効果的な対策と危険地区の計画再整備を図り、山地災害の未然防止に努める。

② 防災植林事業

荒廃林地の林種転換、伐採跡地の植林、山崩れ発生跡地等、必要な箇所への植林を積極的

に指導推進し山崩れの防止並びに林相の改善を図る。

③ 河川改修の治水事業

町内には出羽川や八戸川等、江の川水系の河川が流れているが、これらの河川は急峻な勾配をもち地質上風化侵食も甚だしく河道の縦横侵食や山地の崩壊等荒廃が進み、出水時の堤防決壊、家屋及び耕地等への浸水、土砂流入等の被害の最大要因となっている。これらの現状を踏まえ、堰堤による流送土砂の防止にあわせて河道の侵食を防止し、完全な流路の計画等を実施する。河川等については可及的速やかに改良が進むよう努める。

④ 砂防、急傾斜地対策事業及び地すべり防止事業

本町は地勢的に土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防設備を必要とする箇所が多い。又、地震によって地山のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、砂防設備の整備により、避難路、避難所等の保全を一層推進し、地震直後の土石流危険渓流の点検体制の整備及び雨量計等の観測機器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体制の周知徹底を図る。

地すべり防止対策としては、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、総合的な地すべり防止対策工事の実施に向け、地域住民の協力のもとに地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業の推進に努める。又、地震直後及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧き水等の観測体制を整えとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

危険度の高い急傾斜地については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき崩壊危険区域を指定し、対策工事を推進する。又、地震直後には急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図るとともに、急傾斜地の周辺に危険性を示す標識の設置や住民への危険に対する啓発活動の実施、あるいは必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど、警戒体制の確立を図る。

4. 連絡体制、避難体制の整備

情報伝達、避難指示等は、防災行政無線等のほか消防団等を通じて行うこともあるため、連絡体制、避難体制の整備を図る。

5. 監視警戒体制の整備

町は県と連携し土砂災害危険地域において、防災関係機関と連絡を取りながら定期的なパトロール等を行うものとする。

災害の発生が予想される場合は、防災関係機関との連絡を緊密にし、警戒要員を配置する。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、石油・石油ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、その他の公共土木施設は、住民の日常生活、経済活動、又地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

これらの公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることは勿論、事後の応急復旧よりも事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。

このため人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針を策定し、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限に留めるよう万全の措置を講ずる。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1. 建築物災害の予防

【基本方針】

建築物の構造上の安全性は、これまでの巨大地震を教訓とした数回にわたる建築基準法の耐震設計の改訂により、かなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に関わり合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が被害を受けている例もある。防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努めなければならない。又、積雪時の地震にも対処できるよう予防対策を図る。

新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。

又、不特定多数が利用する建築物が古く、耐震上問題があると想定されるものは、重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

【実施内容】

1. 公共建築物の耐震性の向上

① 防災上重要な建築物規定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な指定緊急避難場所の確保が要求される。町は、これらの活動の円滑化を図り、次の町有建築物を「防災上重要な建築物」とし、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努める。

ア. 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎

イ. 震災時に緊急の救護所、指定緊急避難場所となる学校及びその他の施設

② 防災上重要な建築物等の耐震性の確保

ア. 老朽化の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、本町の整備計画にあわせて改築の促進を図る。

イ. 建物の新築及び改築に当たっては、耐震耐火建築物の建設促進を図る。

ウ. 積雪時の地震を考慮し、積雪荷重のチェックや構造設計上の指導を県と協力の上推進する。

③ 土砂災害に対する安全の確保

地震により大量の土砂の移動等の発生が考えられるため、これらに対して耐えうる建築物の耐力の確保等を図る。

④ 建物の点検及び補修

建物の定期点検及び臨時点検を実施し、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

⑤ 文化財の安全確保

指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、展示施設や保存・保管施設に展示・収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震度の確認を行い必要に応じて補強する。

⑥ 各種データの整備保全

県及び町は復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の整備保存並びにバックアップ体制を整備する。

2. 一般建築物等の耐震性の促進

耐震診断の実施や自ら耐震性能診断を行う手法の普及・啓発を進める。

又、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図る。

① 建築物防災相談・耐震診断の体制づくり

江津邑智消防組合、県建築士会、その他の団体と協力して建築物防災相談を実施する体制づくりに努める。又、町職員及び関連業務職員を耐震診断技術者として養成し、一般建築物の耐震診断を行い補強及び改修の指導を行う。

② 個人住宅の耐震性能診断強化

ア．耐震性能診断の普及充実を図り、住民が自ら耐震性能の診断を行う手法の普及・啓発を県と連携して進める。

イ．積雪時の地震対策として、積雪荷重のチェックや雪おろしをしなくても耐えられる構造設計等の指導を推進する。

③ 既存コンクリートブロック塀等点検、補強指導の強化

県と連携をとり、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図ってゆく。

④ 災害廃棄物の発生への対応

県及び町は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとし、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

3. 落下物・転倒物対策

地震発生時に危険性のある落下物としては、広告塔、看板等の屋外広告物や屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁、モルタル等の外装及びクーラーの室外機等が考えられる。なお、落下物ではないが同種の危険性のあるものとして各種の自動販売機がある。

これら落下物や転倒物による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなるので、安全性を確保していかなければならない。

① 落下物対策

ア．安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全に対する意識を喚起する。

イ．屋外広告物等の規制

防災パトロール等に際し、落下のおそれが高いものは、所有者等に対して改修等の対策を講ずるよう改善指導を行う。

② 自動販売機の転倒防止

自動販売機の多くは設置場所に固定されているが、単にコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要なものもあるため、関係者への安全意識の徹底を図る。

③ 安全・防災パトロールの実施

町は、防災関係機関と連携して町内の通学路、避難路に面した物件を主な対象とし、落下・転倒危険物の個別安全・防災パトロールの実施を検討する。

4. 屋内の安全性の向上

地震発生時における屋内の家具等の落下や転倒によるけがの危険性を防止し、住民が自らの身を守るよう啓発を図る。

- ① 家具等の固定金具の普及
家具、家電等に転倒防止の留め具を付けるよう啓発を図る。
- ② ガラス飛散防止フィルムの普及
窓や戸棚等、あらゆるガラスに飛散防止フィルムを張るよう啓発を図る。
- ③ 両開き扉の留め金具等の普及
観音開きの食器棚は、戸が開きやすく食器が落ちやすいので、留め金具等の普及を啓発する。
- ④ 建物と一体型造り付け家具の普及
家具等の移動や転倒によるけがの防止のうえから、一体型造り付け家具の啓発を図る。
- ⑤ 建築物における天井の脱落防止等
不特定多数の者が使用する施設において人的被害が発生する可能性がある場合、県、町及び施設管理者はその管理者に対して建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の措置を講ずるよう指導する。

第2. 道路・橋梁の安全性の強化

【基本方針】

道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たしている。そして、災害発生時には、避難、救護、消防活動等に重要な役割を果たし、又、火災の延焼を防止する等の役割も期待されるため、被害の軽減の重要な柱として、道路の整備及び道路の一部としての橋梁の架け替え、補強等の整備を推進する。

県及び町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

【実施内容】

1. 幹線道路対策

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について、安全性を強化した道路整備を推進する。

2. 町道対策

- ① 地域の生活道路であるとともに、国、県道等の幹線道路を補完するものであり、重要経路を最優先として、国・県道に準じた耐震、災害防止点検調査を実施する。
- ② 山間部へ通じる町道はダブルアクセス道の確保を目指し、整備の推進を図る。

3. 農道及び林道対策

農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されているが、地震や豪雨による被害が予想されるため、山地崩壊、土砂崩壊、落石等について防止施設の設置を推進する。

4. 橋梁対策

橋梁の安全点検を行い、老朽化した橋については架け替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を講ずる等、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

又、橋梁の新設に当たっては、耐震性を備えた橋梁を建設する。

5. 応急復旧のための事業措置

町内だけの応急復旧資機材等の調達には困難が予想されるため、建設業団体との災害応援に関する協定づくりを推進する一方、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

第3. 交通安全施設等の整備

【基本方針】

地震発生時における緊急輸送路の確保を図るため、緊急輸送路に対し交通安全施設の増強及び整備に努める。

【実施内容】

1. 交通規制用資機材の整備

緊急輸送路の確保等の際に使用する看板、交通規制標識、トラ柵の増強、整備を図る。

第4. まちの不燃化

【基本方針】

本町は、家屋が密集している道路狹隘市街地等では地震災害に対して極めて脆弱であり、総合的な震災予防対策が必要であるため、災害に強い安全なまちづくりを促進する。

【実施内容】

1. 災害に強い安全なまちづくりの促進

地震による建物等の崩壊又は火災を未然に防止し延焼の防止を図るため、耐震耐火建築の啓発に努めるとともに、公園・緑地、道路等の整備、公共施設、公用施設等の防災機能の強化等災害に強い安全なまちづくりを促進する。

2. 防災空間・拠点の整備

震災時において、避難者の安全確保を図るため、公園等のオープンスペースを確保する。これらオープンスペースは、地域防災活動の拠点施設、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所として利用することができ、極めて重要かつ多様な役割を果たすことができる。

第5. 河川堤防の整備

【基本方針】

地震発生時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について強化、改良等の安全性向上対策を実施する。

【実施内容】

施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、恒久対策として堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する必要がある。

又、排水施設についても災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

第6. 農地・農業用施設の整備

【基本方針】

農地及び排水機、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみに留まらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を促進するとともに適切な管理が必要である。

又、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、併せて農地の保全に資するため、農地防災事業を強力に推進する必要がある。

地震後はため池緊急点検を実施する。

【実施内容】

1. 農業用施設等に対する措置

① 老朽ため池の補強改良

老朽化したため池の補強改良工事を実施し、決壊による被害を防止する。

又、町及びため池管理者は、県からの「農業用ため池点検マニュアル」に基づいた指導のもとに、適切な維持管理を行う必要がある。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、「防災重点ため池」として、特に監視及び点検に取り組む必要がある。

② 農道の側溝、法面の整備

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

③ 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

④ 農用施設の補強

ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、災害を最小限に防止するため補強の措置をとる。

⑤ 震度4以上の地震が発生した後は、「農業用ため池点検マニュアル」による点検を実施し、その結果を県へ報告する。

第7. 上水道対策

【基本方針】

災害による水道の断水を最小限に留めるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の安全性の強化に努める。又、応急給水を円滑に実施するために活用可能な水源、配水場を最大限に利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

なお、大災害発生時の近隣市町村との連携について、協力体制を確認しておく必要がある。

【実施内容】

1. 供給施設の耐震性の強化

① 現供給施設の耐震調査の実施

② 施設の新設拡張及び耐震設計、耐震施工の推進

③ 老朽管の耐震管への取替え促進

④ 水道施設による二次災害と応急給水を確保するため、配水場において緊急遮断弁を設置

2. 応急給水体制と防災用資機材の整備

災害発生時における水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害応急対策計画に基づき応急給水活動を実施する。応急給水方法は、指定避難所、医療機関、水道水源及び配水場での拠点給水を原則とし、供給される飲料水は水道水を原則とする。

- ① 給水車、ポリタンクによる応急供給の整備
- ② 災害時の配水施設の寸断に対応できるよう、各地区単位に「防災用井戸」の確保とろ過器の整備の推進（遊離残留塩素 0.1 mg/l 以上保持するよう塩素消毒を使用）
- ③ 応急給水活動時における運搬車両、資機材、給水場所の確保
- ④ 通信手段（無線機等）の確保
- ⑤ 応急給水時における住民への広報体制の確立
- ⑥ 住民の意向や給水に関する情報の収集

3. 防災非常時の体制の確立

- ① 職員、水道工事業者及び防災関係機関等の初動体制、命令系統を平素から確立し、非常通信連絡方法の調査及び訓練を行う。
- ② 飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、他市町村、又は県へ応援を要請し、積極的な協力を求める。

第8. 下水道等の整備

【基本方針】

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を保持できるよう、施設の補強、整備に努めるとともに、設計については地質、構造等の状況を配慮して、耐災害性の強化に努める。又、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

【実施内容】

1. 処理施設の整備

- ① 処理施設は、災害により機能を損なう程の破損にいたらないよう、耐震化等を図る。
- ② 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。
- ③ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し、安全対策を推進する。
- ④ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を図る。

2. 管路施設の整備

- ① 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手を設置し、免震構造化を図る。
さらに、特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。
- ② マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所では必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管の設置を推進する。

3. 応急体制づくり

- ① 下水道台帳の整備はシステム化を図り、分散保管する。
- ② 応急復旧マニュアルを整備する。
- ③ 防災訓練
災害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用資機材の運転及び取扱方法等について、定期的に防災訓練を実施する。

④ 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実に
行えるよう連絡体制を確立する。

⑤ 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資材及び機器の緊急調達についてあらかじめ定めておく。

4. 復旧体制の確立

被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分と
なることが予想されるため、他市町村との相互応援協力体制を確立することを検討する。

第9. LPガスの防護対策

【基本方針】

一般家庭等におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等はボンベ転倒防止措置を
施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、震
災時にとるべき初期行動について啓発活動を促進する。

【実施内容】

1. ガスボンベの転倒防止対策《LPガス取扱事業所》

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、その定期点検
を実施して維持管理を行う。

2. 安全器具の普及促進《LPガス取扱事業所》

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメータ（マイコンメータS）又は
耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

3. 消費者に対する周知啓発活動《LPガス取扱事業所》

地震発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、
揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止するうえで最善の方策
であるため、販売店等は震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

第10. 電力施設の防護対策

【基本方針】

中国電力㈱及びその他の電気事業者は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図る
ため電力設備の防護対策に努めるものとする。

【実施内容】

1. 設備面の対策《中国電力ネットワーク㈱》

- ① 過去に発生した災害の実態を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。
- ② 軟弱地盤にある設備については、耐震対策を考慮する。

2. 体制面の対策《中国電力ネットワーク㈱》

- ① 設備の巡視及び点検を行い、保安の確保を図る。
- ② 災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。
- ③ 災害発生時に一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力会社との電力融通
体制を確立する。

第11. 通信施設の防護対策

災害発生時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空、埋設ケーブルが寸断される等、地震発生時には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図ることが必要である。

【基本方針】

西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう設備の耐震、耐火及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る必要がある。

【実施内容】

《NTT西日本》

1. 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

① 電気通信設備等の高信頼化

- ア. 津波等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ. 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火構造化を行う。

2. 自主保安体制の構築

NTTとグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ確に実施し通信サービスの確保を図る。

- ア. 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ. 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ. 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
- エ. 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- カ. 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

3. 防災教育・訓練の充実

NTTとグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア. 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- イ. 気象、地震等に関する情報伝達訓練
- ウ. 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
- エ. 電気通信設備等の災害復旧訓練
- オ. 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
- カ. 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

《NTTドコモ中国支社》

① 現況

ア. 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ. 建物内部設備

a. 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強装置と、火災に備えて消火設備が設置されている。

b. 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

c. 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルは、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備している。

ウ. 移動用無線

a. 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。

b. その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

② 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)NTTドコモ中国の各機関にも災害対策本部を設置するとともに、(株)NTTドコモ等NTTドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア. 主要な伝送路を光ケーブルまたは無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。

イ. 町指定の指定避難所に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

ウ. 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。

エ. 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。

オ. 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。

カ. 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。

キ. 平素から災害復旧用資材を確保している。

③ 防災教育・訓練の充実

災害予防設置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア. 非常召集の訓練

イ. 災害予防及び警報の伝達訓練

ウ. 災害時における通信疎通確保の訓練

エ. 電気通信設備等の災害応急復旧訓練

オ. 消防及び水防の訓練

カ. i モード災害用伝言板サービスの運営

《KDD I 株式会社》

① 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

② 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

③ 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

《ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社》

① 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア. 停電対策

停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。

イ. 伝送路対策

主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

② 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一来る。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

③ 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

2. 専用通信の防護対策《町及び防災関係機関》

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、災害時における通信手段として最も重要な役割を果たすことが期待されている。

① 耐震性の強化

庁舎及び装置等について、耐震性を強化する。

② 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

③ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の充実整備を図り災害に備える。

④ 定期的な点検の実施

施設及び装置の定期的な点検を実施する。

⑤ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

⑥ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、災害に強い移動系無線局の効果的活用に努める。

《楽天モバイル株式会社》

① 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア. 停電対策

停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。

イ. 伝送路対策

主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

② 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

③ 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

第3節 危険物施設等の安全対策

第1. ガス施設の予防対策

【基本方針】

町、県（消防総務課）、江津邑智消防組合及びガス事業者等は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、関係者及び事業所に対する取締り並びに保安体制の強化に努める。

【実施内容】

1. 施設の耐震性強化《ガス事業所》

ガス導管の施設は、ダクタイル鋳鉄管、鋼管（ねじ継手のものを除く溶接、又は機械継手）等耐震性のあるものとする。

2. 保安指導、保安教育《江津邑智消防組合》

町及び県、江津邑智消防組合は、保安検査・立入り検査等により高圧ガス施設の製造者、所有者に地震に対する保安管理の適正を指導する。

- ① 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱
- ② 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員が非常時にとるべき措置

3. 自主保安体制の確立《ガス事業所》

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ① 定期自主検査を行い、必要事項を保存する。
- ② 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ③ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

第2. 危険物保有施設防護対策

【基本方針】

災害発生時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

町は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、安全対策と防災教育の推進を図る。

【実施内容】

1. 施設保全及び安全性の強化《危険物取扱事業所》

危険物施設の所有者等は消防法等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに安全性の強化に努める。

2. 保安確保の指導《江津邑智消防組合》

町（江津邑智消防組合）は、県の協力のもと、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

3. 危険物取扱者に対する保安教育《江津邑智消防組合》

町（江津邑智消防組合）は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県や危険物安全協会の実施する取扱作業の保安に関する講習に参加するよう指導し、危険物取扱者の資質

の向上に努める。

4. 自主防災体制の確立《危険物取扱事業所》

事業所の管理者等は、消防法の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、作業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

又、事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤の防災資機材の備蓄に努める。

第3. 火薬類施設の予防対策

【基本方針】

火薬類等は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一被害が発生した場合にはその影響が大きい。このため、町及び県、江津邑智消防組合は実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

【実施内容】《江津邑智消防組合》

町及び県、江津邑智消防組合は火薬類施設の実態把握、指導、普及啓発活動を引き続き推進する。

第4. 毒劇物取扱施設の予防対策

【実施内容】

町は毒劇物取扱施設の実態把握に努める。町及び県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して耐震対策の強化を指導する。

- ① 研修会等での耐震教育の徹底
- ② 立入検査時の耐震措置及び施設の耐震化の指導
- ③ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- ④ 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- ⑤ 治療法を記した書類の整備

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【基本方針】

平成8年に地震防災対策特別措置法が施行され、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、平成8年度～平成12年度の計画事業について、県では地震防災緊急事業五箇年計画が作成された。

さらに、平成13年度以降の事業についても引き続き五箇年計画を作成されることとなり、震災予防のため、町では地震防災対策特別措置法の掲げる以下の施設等について事業を選定し、平成23年度を初年度とする第6次地震防災五箇年計画（平成24年3月30日内閣総理大臣承認）に基づき整備を図っていく。

【実施内容】

1. 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- ⑦ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑫ ⑦～⑪までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- ⑬ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- ⑭ 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑮ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑯ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、その他の施設又は設備
- ⑰ 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の施設又は設備
- ⑱ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑲ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑳ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ㉑ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第5節 防災活動体制の整備

地震災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部の施設・設備等を整備しておくとともに、町、県、防災関係機関相互の連携体制及び警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、町は指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動体制を確立できるようにしておく必要がある。

応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第1. 災害対策本部体制の整備

【基本方針】

町、県及び防災関係機関は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

【実施内容】

1. 初動体制の整備

① 動員計画の策定

町及び防災関係機関は、地震災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

町及び防災関係機関は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

② 非常参集体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

又、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

③ 活動マニュアル等の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害体制マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

④ 被災地への県職員の派遣体制の整備

被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町村に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

⑤ 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員等連絡網の充実を図るものとする。

3. 災害対策本部室等の整備

町及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

- ① 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- ② 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び地震・浸水等に対する安全の確保
- ③ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- ④ 応急対策用地図
- ⑤ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

4. 自主防災組織等との連絡体制

町は、地域の防災関係者を記した緊急時連絡先表を作成し、災害時の情報収集、情報伝達に活用する。

第2. 防災中枢機能等の確保

【基本方針】

町、県、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び市外に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図るとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。又、町及び県は、緊急輸送のための拠点整備を行う。

【実施内容】

1. 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、地震災害に伴う耐震化及び停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

2. 防災輸送拠点の整備

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

第3. 広域応援協力体制の整備

【基本方針】

大規模地震災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

【実施内容】

1. 町・消防組合間の相互協力体制の整備

町は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

① 他市町村との防災協定づくりの推進

町は、他市町村との間で次の4段階の体制をとoshi、防災姉妹都市の提携を推進していく。

第1段階：自力での町域内対策活動

第2段階：広域行政圏をベースとした近接地域間協力

第3段階：全県での応援

第4段階：県を超えた広域応援

② 避難所等収容施設に関する協定

ア．食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の提供

イ．医療、防疫等、し尿・ゴミ・ガレキ処理の協力

ウ．救援及び救助活動に必要な車両等の提供

エ．医療系・技術系・技能系職等の職員の派遣

オ．要配慮者、特に学童の受入れ協力

カ．住宅の斡旋

2. 県、町と自衛隊との連携体制の整備

県、町と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整え、実行性の確保に努める。

県、町は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

県、町は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

3. 防災関係機関の連携体制の整備

① 共通

地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び防災関係機関は、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の連携を強化しておくことに努めるものとし、実行性の確保に留意するものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

又、町は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

② 警察

警察署は、広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察

災害派遣隊の整備を図る。警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察本部と緊密な連携を図り、大規模地震災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。また、警察災害派遣隊については、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて広域的な派遣体制の整備を図る。

③ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動の支援体制の整備に努める。

④ 建設業協会

建設業協会は、国、県、町との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

⑤ 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助法に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

⑥ 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

⑦ 運送事業者である公共機関

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県、町から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

イ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

4. 応援計画及び受援計画の整備

県、町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (4) 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

第4. 災害救助法等の運用体制の整備

【基本方針】

災害時には、災害救助法が適用される場合があることから、県、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日ごろから災害救助法等を習熟しておく。

【実施内容】**1. 災害救助法等の習熟****① 災害救助法等の運用への習熟****ア. 災害救助法運用への習熟**

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ. 災害救助実務研修会

町は、自己研さん等により、県の実施する災害救助法実務研修会の内容に充分習熟しておく。

ウ. 必要資料の整理

町は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府政策統括官（防災担当）付・参事官（被災者行政担当）付）、県細則等、災害救助法適用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

② 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第5. 公的機関等の業務継続性の確保

県、町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第6. 複合災害対策

- （1）複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- （2）災害にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- （3）様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害後との対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。
- （4）複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

第6節 情報管理体制の整備

【基本方針】

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、又防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。又、最近の情報通信技術の進展等による総合的な防災情報システムを構築する。

【実施内容】

1. 通信用施設の整備

① 防災行政無線等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線等の整備促進を図り、通信の確保に努める。

② 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。

③ 多様な通信手段の確保

衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

④ 応急用資機材の整備

町、県及び防災関係機関は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

2. 通信設備の習熟

① 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等の連携による通信訓練を積極的に行う。

② 通信集中時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

3. 総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムは、県内各種観測情報や災害情報を収集し、町及び関係機関への確に伝達できるようになっている。大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能である。

このシステムを有効に活用できるよう、システムの防災訓練や研修のメニューを活用して習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるようにしておく。又、町及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

また、県及び町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

4. 震度情報ネットワークの整備

町に設置された震度計によるデータ等を県が収集し、直ちに国（消防庁）へ伝達し、迅速な応急体制の確立に資するものとする。

第7節 広報体制の整備

【基本方針】

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、町民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し被災者や一般町民への様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

【実施内容】

1. 町民への的確な情報伝達体制の整備

- ① 町は、被災者への情報伝達手段として、特に町防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
- ② 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- ③ 町及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。避難所等に特設公衆電話の設置を進める。
- ④ 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できるよう体制を整備しておく。
- ⑤ 県ホームページにより、町民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達が可能となっているが、避難所等への端末配備を推進し、被災者に必要な情報を即報できる体制を整備するとともに、関係各課と連携しスムーズに災害情報を掲載し、発信できるようにする。
- ⑥ 県及び町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。
- ⑦ 町は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- ⑧ 町は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備をはかる。

2. 報道機関との連携体制の整備

町及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

3. 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の地震災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、町民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、広報紙やホームページによるなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

又、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、町は関係機関と協議するなど検討しておく。

(注) 災害用伝言サービス：災害時のみ稼動する「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」を言う。

第8節 避難予防対策

地震発生時には、家屋の倒壊、火災等が予想され、とりわけ火災については、延焼拡大により住民の避難を要する地域が数多く発生することが予測される。

このような場合に備えて、あらかじめ避難所等の選定及び避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及を図るものとする。

県及び町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備

【基本方針】

避難所等の選定基準を設け、災害時の避難所等として指定するが、被害の状況・程度により開設するに至らない避難所等もあるものと予想されるため、指定される全ての避難所等が同時に開設されるとは限らない。

地震直後、及び応急仮設住宅に入居できるまで待機する期間の2段階の避難所等をその管理者の同意を得たうえで指定し、住民への周知徹底に努める。

なお、公立学校等は早期に授業が再開されることが望まれるため、長期にわたる場合の指定避難所としては、可能な限り利用は避ける。

【実施内容】

1. 避難所等の選定基準

避難所等の選定は、次の基準を基本とする。

① 指定緊急避難場所

地震直後や、広域的な火災等から一時的に逃れる場所として学校施設等、町内公共施設を中心に指定する。

ア. 対災害性に比較的優れていること。(耐倒壊、耐火・耐水害、耐土砂災害等)

イ. 給水、給食施設を有すること、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。

ウ. なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できること。

エ. 情報の伝達上の便利が得やすいこと。

オ. その他危険区域から離れていること。

② 指定避難所

応急仮設住宅の完成まで待機する等、長期にわたる生活場所として、町内公共施設の福祉施設や集会所等を中心に指定する。

ア. 対災害性に比較的優れていること。(耐倒壊、耐火・耐水害、耐土砂災害等)

イ. 給水、給食施設を有すること。あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。

ウ. 情報の伝達上の便利が得やすいこと。

エ. その他危険区域から離れていること。

なお指定に当たっては「指定緊急避難場所」・「指定避難所」としての重複は妨げないものとする。

③ 避難所一人当たりの必要占有面積

避難所一人当たりの必要占有面積（最低限）は、次のとおりである。

ア. 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積として2㎡

イ. 避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有が可能な面積として3㎡

なお、指定緊急避難場所や指定避難所には避難者のスペースのほか、本部、会議、医療、要配慮者への対応スペース等、運営に必要となる空間の確保も不可欠となる。

2. 避難所等の指定とリストの作成

① 前記の条件を目安として、町は以下の施設等を災害種別ごとに避難所等として指定する。

ア．町内公共施設（小学校、中学校、高等学校、保育所、公民館、体育館、集会所等）

イ．民間施設

② 避難所等リスト

以上をもとに、避難所等リストを作成し、住民への周知徹底を図る。リストには避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口をあらかじめ記載しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

③ 野外収容施設の設置

災害の規模が大きく既存施設の被害が甚大である場合、又はり災者が多数で既存施設の収容力を超えた場合は、野外収容施設を仮設する。

3. 避難所等の安全性の確保

避難所等となる公共施設については随時耐震診断を行い、危険箇所については補強工事をする等、安全性の確保を図る。

なお、指定避難所については施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し収容避難所の見直しをする。

4. 避難路の確保と交通規制計画

町、県警察、消防機関その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努める。又、大地震の発生に備え交通規制計画を定める。

なお、次の基準により避難路を選定し、確保しておくものとする。

① 避難路は、なるべく道路付近に延焼危険物施設がないこと。

② 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

③ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

④ 浸水等の危険のない道路であること。

⑤ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

5. 地域緊急避難場所

町は、自治会や集落が、近隣に指定緊急避難場所が無い住民が直ちに避難できる場所（地域緊急避難場所）を選定するよう啓発し、選定した場所を把握するものとする。

第2. 安全な避難の環境づくり

【基本方針】

災害の危険性が高まり住民が避難する事態が発生した場合、混乱なく住民を安全に避難させるには適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を考えてゆく。ただし、要配慮者には、福祉的観点から特別な配慮をしてゆく。

【実施内容】

1. 支援内容

① 避難所等収容施設の行う支援の主な内容

- ア. 生活スペース、水・食事・物資の提供
- イ. 医療の提供、衛生的環境の確保（トイレ、入浴対策を含む）
- ウ. コミュニティ確保（気心の知れた人間関係のつながりを確保し、分断しないようにする）
- エ. 生活情報及び再建情報の提供

② 状況の変化と時間経過に対応した支援

必要とされる支援の内容や優先度は、避難者の現況の変化と時間の経過によって異なる。

例えば、緊急対策時は生命の確保と安全な指定緊急避難場所の提供が先決であり、混乱が鎮静化した後は避難生活全般への支援が必要となる。

③ 県及び町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2. 標識・案内板等の整備

① 避難所案内図の整備

避難所案内図は「避難所」の配備を地図上に示し、観光客等の地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている住民に対しても「避難所」の周知を図る役割を果たすため、適切な避難所案内図等の整備を進める。整備には、宝くじ事業からの助成金等を積極的に活用する。

② 避難所等への非常用標識灯の整備

夜間に災害が襲った場合、停電等により避難所等の存在も分からなくなるおそれがあるため、避難所等には、その場所を知らせるよう高所への独立電源型の非常灯の整備を図る。

3. 避難所等の環境整備

① 施設・設備の充実

ア. 町は指定避難所となる施設について、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

イ. 避難所等における、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット（断熱ボート等）、通信機器、テレビやラジオ等災害情報を入手するための機器等、避難の実施に必要な施設・設備の整備を図る。

ウ. 町は、避難所等として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

② 備蓄の推進

指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、仮設トイレ、マット、簡易ベッド等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の整備に努める。

4. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとれるよう、避難所等や被害危険地を明示した防災マップや広報紙・PR紙等を活用した広報活動を実施する。

① 避難所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア. 避難所等の名称 | イ. 避難所等の所在位置 |
| ウ. 避難地区分け | エ. 避難所等への経路 |
| オ. その他必要な事項 | |

② 避難のための知識の普及

必要に応じて、住民に対して避難のための知識の普及のための措置をとる。

ア．平常時における避難のための知識 イ．避難時における知識

ウ．避難収容後の心得

第3. 避難計画の作成**【基本方針】**

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

【実施内容】**1. 避難計画の作成**

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等を通じて避難体制の確立に努める。なお、指定避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

① 避難指示等の伝達方法

ア．避難指示等の伝達体制の整備

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、予め危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

② 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

③ 避難所等への経路及び誘導方法

④ 避難所開設に伴い、被災者救援措置に必要な事項

ア．給水、給食計画

イ．毛布、寝具等の支給

ウ．衣料、日用必需品の支給

エ．負傷者に対する応急救護

オ．要配慮者の救護

⑤ 避難所等の管理に関する事項

ア．避難収容中の秩序保持

イ．避難者に対する災害情報の伝達

ウ．避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ．避難者に対する各種相談業務

オ．避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮その他指定避難所における生活環境の確保

⑥ 要配慮者の避難支援に関する事項

ア．要配慮者への情報伝達方法

イ．要配慮者への種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

ウ．要配慮者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

⑦ 災害時における広報

ア．防災行政無線

イ．ケーブルテレビ

ウ．島根県総合防災情報システム

エ．インターネットによる広報

オ．広報車による周知

カ．避難誘導員による現地広報

キ．住民組織を通ずる広報

2. 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図り、同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- ① 各学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- ② 児童生徒を集団的に避難させる場合に備え、学校及び教育委員会は避難所等の選定、収容施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- ③ 医療機関においては、患者や他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- ④ 高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれ地域の特性等を考慮した上で避難所等の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。
- ⑤ 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第9節 火災予防

【基本方針】

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらすため、地震火災による被害をできるだけ少なくするよう出火防止等に万全を期する。

阪神・淡路大震災では、電動器具、電源コード類の発火を原因とする火災も発生しているため、今までにない原因による火災への配慮が必要である。自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置などの器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

【実施内容】

1. 出火防止《江津邑智消防組合》

① 全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

電熱器具、電気器具、屋内外配線が出火原因となる場合があるので、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

② 現状短期計画

地震発生時には、ガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及し、又、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及しているため、今後は、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2. 初期消火《江津邑智消防組合》

① 全体計画

地震発生時は同時多発火災が予想される。消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが限界もあるため、地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

県及び町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

② 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3. 消防力の強化《江津邑智消防組合》

① 全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は震災対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

② 現状と短期計画

震災対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。

又、応援及び受入を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

第10節 救急・救助体制の整備

【基本方針】

災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

【実施内容】

第1. 救急・救助体制の整備

1. 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

① 町、消防組合の救急・救助体制の整備

ア. 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ. 町は、町内で予想される災害のうち、特に家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について十分検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

又、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ. 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ. 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車輛、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、医療情報収集体制を強化する。

オ. 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ. 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

キ. 災害発生急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（**DMA T**）や日本赤十字社医療救護班との連絡体制の確立を図る。

② 警察の救急・救助体制の整備

ア. 警察署救助部隊の編成計画の整備に努める。

イ. ヘリコプター、車輛等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ. 町や関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分に検討しておく。

③ 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

④ 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から町や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

2. 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

地震災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、県や町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4. 災害救援ボランティア組織との連携

町及び関係機関は災害救援ボランティア組織と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や町が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第2. 救急・救助用資機材等の整備

1. 救急用装備・資機材等の整備方針

① 町及び消防組合

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材の整備を図る。

ア. 車輛

救急車、特殊救急車（スーパーアンビュランス）

イ. 救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

※トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

② 警察、自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車等の整備・点検に努める。

2. 救助用装備・資機材等の整備方針

① 町及び消防組合

ア. 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

a. 消防署等

- ・高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置
- ・救助用ユニット
画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）
- ・消防隊員用救助用資機材
大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

b. 消防団

- ・消防団員用救助用資機材
大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条別表による。
- ・担架（毛布・枕を含む）
- ・救急カバン

c. 自主防災組織

- ・担架（毛布・枕を含む）
- ・救急カバン

- ・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）
- ・防災資機材倉庫等

イ．災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救急車の整備を図る。

② 警察

ア．県下警察署の各地域の中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配備して、活用するように努める。

- ・救助用資機材（例）

救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、ゴージャック、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ．道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

- ・災害活動用車両（例）

災害用協力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

③ 自衛隊

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両等の整備・点検に努める。

第11節 医療体制整備計画

【基本方針】

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更にライフラインの機能停止による診療機能の低下が予想されるが、このような混乱した状況下においても住民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、医療機関は施設等の耐災害性の強化に努めるものとし、町は、県及び防災関係機関、地元医師会、日本赤十字社島根県支部、医療機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すよう医療救護体制の整備に努める。

【実施内容】

1. 医療救護計画の策定

- ① 町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- ② 医療救護班編成に当たっては、医療機関及び医師会等の全面的な協力を得て編成する。
- ③ 医療救護班は、原則医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とし、連絡体制についても定めておく。
町又は広域圏で編成された医療救護班については県へ報告するものとし、変更した場合も同様とする。
- ④ 町は、災害時に重傷患者等の処置及び収容を行う医療機関をあらかじめ指定しておく。
- ⑤ 町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに常に点検を行っておく。
- ⑥ 町は、避難所等における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- ⑦ 町は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

2. 通信体制の確保

公立邑智病院等医療機関、江津邑智消防組合、保健所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について検討し、整備を図っていく。

3. 医薬品等の確保

県及び日本赤十字社島根県支部の協力を得て、あらかじめ必要な医薬品や輸血用血液等のリストを作成し、供給体制を確立する。

第12節 交通確保、規制体制の整備

【基本方針】

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送や必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

【実施内容】

1. 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び 県道) 市町村長 (市町村道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式会 社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

2. 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等に危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 又、警察等関係機関と連携を図るとともに道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察関係	警察機関は、大震災発生時における交通確保のため次の事項を推進する。 ア 交通規制計画の作成 大地震における交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を早期に確保するため、交通規制計画を策定する。 イ 装備資機材・交通管制施設の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材及び災害対応型信号機や交通情報板等の交通管制施設の整備に努める。 ウ 運転者の取るべき措置の周知徹底

	災害発生時における運転者の取るべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し周知徹底を図る。 エ 隣接県警察等との協力体制の確立 大震災発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・接近県警察と事前に協力体制を確立する。 オ 関係機関等との連携 緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 又、島根県警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（JAF）との支援協定が有効適切に機能するように、連携を強化するとともに交通指導員との連携にも配慮する。
--	--

3. 緊急通行車両の事前届出

- ① 県公安委員会は、災害時に緊急通行が必要とされる町が所有する車両を事前に届けることにより、災害発生時の緊急通行車両の確認を迅速、円滑に進める。
- ② 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、次のア及びイのいずれにも該当する車両とする。
 - ア. 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両（同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。）
 - a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c. 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
 - d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する用務に従事する車両
 - h. 緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両
 - i. その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - イ. 次のいずれかに該当する車両
 - a. 町が保有している車両
 - b. 町との契約等により専用に使用される車両
 - c. 災害時に町が調達する車両
- ③ 事前届出者
緊急通行に係わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とし、具体的には、町長又は総務課長若しくは当該業務担当の責任者とする。
- ④ 事前届出先
川本警察署又は県警察本部交通規制課若しくは県防災危機管理課
- ⑤ 事前届出に必要な書類
 - ア. 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（町の上申書、輸送協定書等により災害応急対策に従事する車両にあつては輸送協定書等）
 - イ. 「緊急通行車両確認申出書」
- ⑥ 緊急通行車両確認証明書の交付等
事前届出をした場合は、緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両確認証明書と標章が交付される。
これにより、交通規制が行われた場合、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策にあたることができる。

4. 規制除外車両の事前届出

- ① 県公安委員会は、民間事業者が行う社会経済活動のうち、災害時、特に優先すべきものに使用される車両を事前に届けることにより、災害発生後の規制除外車両の確認を迅速、円滑に進める。
- ② 規制除外車両の事前届出の対象車両は、次のいずれか該当する車両とする。
 - ア. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ. 医薬品、医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
 - ウ. 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ. 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ③ 事前届出者 緊急通行に係わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
- ④ 事前届出先 川本警察署又は県警察本部若しくは県防災危機管理課
- ⑤ 事前届出に必要な書類
 - ア. 「規制除外車両事前届出書」
 - イ. 自動車検査証
 - ウ. その他書類（②の区分により異なる）
- ⑥ 規制除外車両事前届出済証の交付等事前届出をした場合は、規制除外車両としての要件が備わっていれば、規制除外車両事前届出済証が交付される。

実際に災害が発生した場合には、交付を受けた規制除外車両事前届出済証を県警察本部交通規制課、川本署に持参すると規制除外車両確認証明書及び標章が交付される。

第13節 輸送体制の整備

第1. 緊急輸送道路の確保

【基本方針】

災害発生時における応急対策活動を迅速に行うため、これらの活動に必要な道路をあらかじめ緊急輸送道路として指定しておき、障害物の除去や亀裂の応急補修を他の道路に先立ち行う必要がある。

【実施内容】

1. 緊急輸送道路の指定

応急修理のための優先順位、その他それぞれの場合を想定し、緊急輸送道路を指定する。

2. 緊急輸送道路確保の体制づくり

緊急輸送道路の確保は、最優先の災害対応の行動である。災害発生後直ちに緊急輸送道路確保のため以下の体制づくりを事前に準備する。

- ① 災害発生直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて沿道住民が道路規制等を行う事を検討する。
- ② 沿道及び周辺に位置する重機を有する事業所に対して、災害発生後直ちに自主的に輸送道路の確保に従事するような協定づくりを推進する。

第2. 緊急輸送車両の確保

【基本方針】

被災者や救援救護物資の輸送のために必要な車両の確保を図るため、事前に関係事業所や運送事業所との協力要請を進める。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや協力等を活用するものとする。

【実施内容】

1. 出動要請計画の作成

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、町及び事業者所有の賃貸車両の把握とリスト化を図り、出動要請計画を作成する。

2. 救援物資集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ救援物資集結場所を設定しておく。

3. 賃貸車両集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のため、あらかじめ協力事業所からの賃貸車両集結場所を目的別（道路等の応急復旧・救援救護・救援物資輸送等）に設定しておく。

第3. 緊急輸送道路啓開体制の整備

1. 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めて

おく。

2. 道路啓開の作業体制の充実

平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3. 道路啓開用装備・資機材の整備

平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を策定する。

4. 関係団体等との協力関係の強化

災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第14節 防災施設、装備等の整備

第1. 災害用臨時ヘリポートの整備

【基本方針】

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

【実施内容】

1. 臨時ヘリポートの選定

町は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

2. 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、町地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

- ① 臨時ヘリポート番号
- ② 所在地及び名称
- ③ 施設等の管理者及び電話番号
- ④ 発着場面積
- ⑤ 付近の障害物等の状況
- ⑥ 離着陸可能な機種

3. 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第2. 防災装備等の整備・充実

【基本方針】

防災関係機関は、応急対策の実施のため防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い保管に万全を期するものとする。

町（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

【実施内容】

1. 各種防災装備等の整備

- ① ヘリコプター
- ② 特殊車両
- ③ その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

2. 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第15節 食糧、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

【基本方針】

災害時においては、飲料水・食糧・医薬品・医療資器材、生活必需品・燃料類・防災用資機材等を速やかに用意する必要がある、平常時における必要器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

食糧、生活必需品の備蓄・調達品目は、災害時要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

【実施内容】

1. 災害対策資機材の種類と備蓄・調達体制の整備

① 備蓄・調達計画の制定

災害発生時の季節、気象、時間帯等により想定される様々なケースに対応できるように、被害が最大となる災害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて備蓄・調達計画を定める。

② 種類

ア. 食糧、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

イ. 医薬品等医療資器材

ウ. 防災資機材

 a. 救助・救難用資機材

 b. 消火用資機材

 c. 水防関係資材

 d. 陸上建設機械

③ 備蓄の実施主体と役割

ア. 町

独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、食糧、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

又、家庭・事業所に対して、備蓄に関する啓発を行う。

イ. 家庭・事業所における備蓄の促進

各人「自分の命は自分が守る」ことが基本である。

食糧その他生活必需品については、最低3日分程度の備蓄をするよう、その重要性について住民や事業所への知識の普及に努める。

 a. 飲料水

一人一日3ℓというのが、煮炊きや飲用のために必要な水の量の目安であり、飲料水の備蓄として、ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用を促進する。又、就寝前、いろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

 b. 飲料水以外の水

食器や手洗い、水洗トイレ用、又初期消火用の水として、浴槽や洗濯機にいつも水を貯めておく習慣の普及を図る。

 c. 食糧

 日常的な食糧の備蓄習慣の普及を図る。

 非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品等を1日分の備蓄を行うことを目標として、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を多めに買い置きしておく。

 食糧品は賞味期限があるため時折チェックし、古いものは日常の中で消化しながら買

い足していく習慣の普及を図る。

d. 非常用持ち出し袋等

各家庭、事務所で災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」、「リュック」等を用意しておく習慣の普及を図る。

④ 備蓄の方法

物資の種類に応じて、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う。

⑤ 備蓄場所の整備

庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所等となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄できるよう努める。

2. 食糧、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達

① 食糧の備蓄及び調達体制の確立

町、県及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等については概ね3日分、災害救助従事者の概ね2日分に相当する量を目標に食糧及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、町、県、町民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

ア. 基本事項

a. 食糧給与対象者

震災時の食糧給与の対象者は、短期的避難所生活者及び災害救助従事者とする。

b. 給与品目

地震直後の被災者のための食糧としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。又、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

c. 食糧の調達及び給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

イ. 食糧の調達体制の整備

本町は地震被害想定調査において、人的な被害は想定されていないが、災害時の調達については生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食糧の調達を行う。

ウ. 食糧の輸送体制の整備

町は食糧の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

エ. 食糧集積地の指定

町は集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。

オ. 町は、あらかじめJ A、商工会及び大型店舗等と協議し、災害時の食糧の供給優先のための協定を締結し、応急時に提供を要請する。

② 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

町、県及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

災害発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれが

あるため、町及び各家庭・事業所は、平常時から飲料水の備蓄に努める。

又、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄を推進する。

③ 生活必需品等の備蓄及び調達体制の確立

ア. 基本事項

a. 生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

b. 目標数量

町は、地震被害想定調査に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を目標に生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備を行うこととする。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先との距離等各地域の特性に合わせて町長が決めることとする。

c. 品目

- (ア) 寝具
- (イ) 衣服
- (ウ) はだ着
- (エ) 身回り品
- (オ) 炊事用具
- (カ) 食器
- (キ) 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- (ク) 燃料、光熱材料
- (ケ) 簡易トイレ、仮設トイレ
- (コ) 情報機器
- (サ) 要配慮者向け用品
- (シ) 女性用衛生用品
- (ス) 紙おむつ
- (セ) マスク
- (ソ) 作業着
- (タ) 小型エンジン発電機
- (チ) カセットコンロ、カートリッジボンベ
- (ツ) 土のう袋
- (テ) ブルーシート

d. 民間事業等への協力の要請

県及び町は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

イ. 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

ウ. 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

エ. 生活必需品等の調達体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

オ．生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して業者と協定の締結に努める。

3. 医薬品等医療資器材の備蓄・調達

① 医療資器材の備蓄

医療・救護について応急対策を円滑に実施するため、町及び医療機関は、平常時から医薬品等医療資器材の備蓄に努める。

又、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

② 備蓄品目

倒壊家屋等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資器材から順次備蓄に努める。

③ 医薬品の管理

医薬品等医療資器材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

④ 備蓄計画の策定

町は、震災時の医薬品等医療資器材の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。

ア．震災時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ．医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

4. 防災資機材の備蓄・調達

町及び江津邑智消防組合は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。又、民間協力業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

① 品目等

ア．救助・救難用資機材

エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等、救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ．消火用資機材

消火器、消防ポンプ等消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ．水防関係資材

土のう袋、かます、万年土俵、麻袋、杭及び縄等の水防関係資材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ．陸上建設機械

人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

② 防災用資機材等の備蓄計画の策定

町は、各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、震災時の防災用資機材等の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等、防災用資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。

③ 防災用資機材等の整備

町は、防災用資機材等の整備計画に基づき、震災時の応急活動用の防災用資機材の備蓄を

行う。

5. 応急仮設住宅等

県及び町は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設可能用地の選定、資機材の供給可能性の把握等に努めると共に、被災者用住居として利用可能な公営住宅や民間の空き家等を把握し、迅速に対応できる体制の整備を図るため、担当部署において建設可能用地の調書を作成する。。

この他、民間賃貸住宅の活用についても、その取扱い等について事前に定めておくものとする。

6. 義援品送付

義援品送付にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

【基本方針】

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により大量の廃棄物が発生するおそれがある。

又、ライフライン等が被災することによりトイレの使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

また大量の廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

【実施内容】

1. 廃棄物処理体制の整備

① 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

町は、第3章第21節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。又、地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定しておく。策定に当たっては、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）」を参考にする。

又、町はあらかじめ許可業者等を把握し、震災時において迅速に収集運搬ができるよう、又それに伴う資機材、人員の確保等について積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

② 維持管理対策

廃棄物処理施設に欠陥が生じた場合には、適正な処理に影響が生じ、強いては周辺地域の環境破壊をも引き起こすおそれが考えられるので、町及び事務組合は、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

③ 災害廃棄物の仮置場の選定

災害時における災害廃棄物等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア．他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ．環境衛生に支障がないこと。
- ウ．搬入に便利なこと。
- エ．分別等適正処理の対応が出来ること。

2. し尿処理体制の整備

① し尿処理要領の習熟と体制の整備

町は、第3章第21節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

震災時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物と同様に、廃棄物処理計画（震災編）を策定しておく。

又、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界を把握し、震災時において迅速に収集運搬が出来るよう、又それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

② 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体を把握し、震災時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

③ し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

3. 応援協力体制の整備

廃棄物の処理は町が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような直下型地震等に対しては、市町村間での廃棄物の収集運搬体制の整備、又、処理施設が被災した場合、復旧作業期間における応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、町は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

【基本方針】

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生がたぶんに予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

【実施内容】

1. 防疫・保健衛生体制の整備

町における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ以下の体制を整備しておく。

① 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

② 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、第3章第22節「防疫及び保健衛生」に示す活動方法・内容に習熟する。

2. 食品衛生、監視体制の整備

地震災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

3. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用器機、運搬器具、その他マスク等衛生用品等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4. 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神活動班編成の整備に努めるものとする。

5. 家庭動物等への対策

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第18節 消防団及び自主防災体制の整備

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、行政機関の対応に加えて住民や事業所等が一体となって警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、町及び防災関係機関は、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織を整備し、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

第1. 消防団の育成強化

【基本方針】

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ育成強化を促進する。

【実施内容】

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展に伴う、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、就業構造の変化に伴う、団員の被雇用化率の上昇による昼間消防力の低下といった課題を抱えており、今後は、町において次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

- ① 消防施設、設備及び装置のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- ② 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ③ 公募制の導入等入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどを実施し青年層の入団促進を図る。
- ④ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第2. 自主防災組織等の整備

【基本方針】

災害が発生した場合、道路、橋梁等の破壊により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。又、各地区が孤立したり、消防機関が対応できない場合も多いと思われる。更に、消防職員・団員や役場職員が被害を受け、活動ができない場合や連絡が取れない場合も予想される。

このような事態に備え、地震による被害の阻止又は軽減を図るために住民の自主的な防災活動すなわち出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を住民が団結し、組織的に行うことが必要である。

このような民間防災組織の活動は、警報等が発せられた場合における災害情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

【実施内容】

1. 公共団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡等

① 応急措置の実施

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、各自の防災組織を整え、災害時にはそれぞれの責任において、第一次的な応急措置を実施するものとする。

② 連絡の方法

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災に関し常に町機関との連絡を密にし、的確な防災対策の実施に協力するものとし、あらかじめ連絡責任者を定めておき、的確かつ迅速

速な連絡を保つものとする。

2. 自主防災組織の育成

① 自主防災組織の構成

集落又は自治会及び事業所等に対し、自主防災の意義を強調し、十分意見等を交換し、それぞれの実情に応じた組織の編成を推進する。このため町は、研修機会の提供や支援を行う。

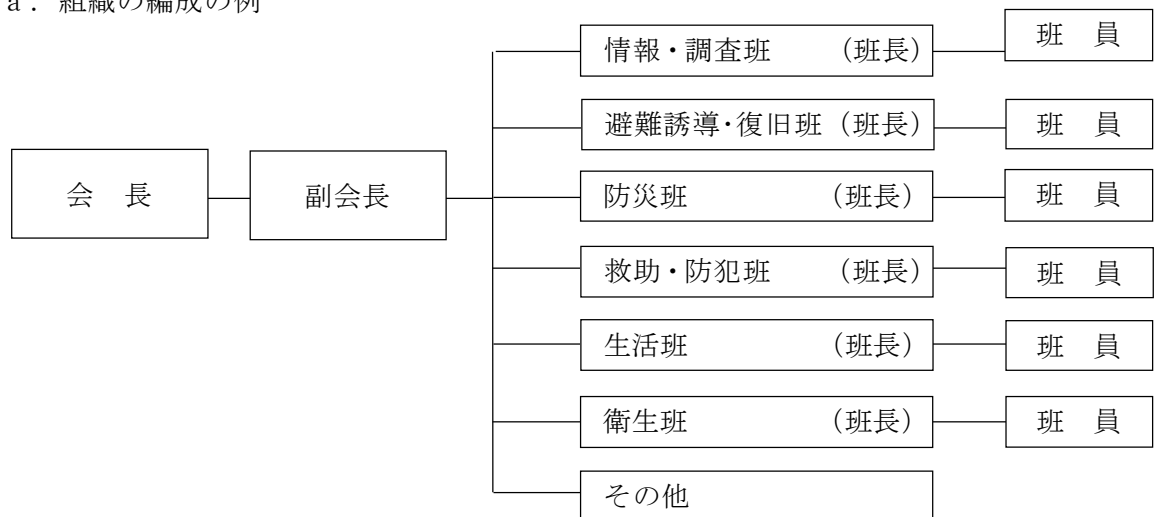
また、自主防災組織の設立や防災活動に対する助言等を行うための意識、知識、技能を有する人材養成に努める。

② 育成すべき自主防災組織

ア. 地域住民自主防災組織

地域住民の自主防災組織は集落又は自治会の単位とし、概ね次の例により組織の編成、役割及び活動内容等について育成指導を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

a. 組織の編成の例



b. 役割及び活動内容の例示

	平 常 時 の 役 割	非 常 時 の 役 割
情報・調査班	○ 災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、調査内容、方法及び情報伝達収集訓練。	○ 災害情報の伝達収集・避難命令の伝達、被災状況の調査、及び情報収集し、防災機関への伝達。 ○ 警報等の正確な伝達と対応策の協議。
避難誘導・復旧班	○ 避難路、避難所等の巡回点検、避難訓練の実施。 ○ 応急復旧、修理の技術の習得及び資材の備蓄、労務の出動計画の作成。	○ 避難所等の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導。 ↓ ○ 破損した家屋等の応急復旧、修理。
防 災 班	○ 火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、各分団に備え付けの消防機器設備の使用講習及び訓練、消防水利の確保。	○ 出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動。

救助 ・防犯班	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施。 ○ 警察署との連携体制づくり、地区内及び周辺の巡回点検、危険物等の調査。	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救助活動。 ↓ ○ 警察活動に協力、被災地区の点検。
生活班	○ 炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画や斡旋方法の検討、炊出し訓練。	○ 備蓄品の確認・管理、炊出し実施、配水、救援物資の配分の協力。
衛生班	○ 衛生知識を習得し、住民に衛生教育の実施、応急救護の方法の習得、障害物やごみの処理について検討。	○ 負傷者の応急救護、移送及び防疫について防災機関に協力。
その他	○ 地区の特性で何が必要か話し合い、そのものについて役割を決める。	○ 地区の中で対処すべきことを実施。

イ. 事業所及び施設等の自主防災組織

多くの人が出入りする学校、医療機関等の施設や事業所においては大規模な被害発生が予想されるので、これらの軽減を図るため、防災管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導を図る。

③ 自主防災計画の策定

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の編成の例示や役割及び活動内容の例示を参考にして自主防災計画を定めておく。

ア. 地区の自主防災計画

この計画には次の事項を記載しておく。

- 住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- 住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- 自主防災訓練ができるよう、その時期・内容等についてもあらかじめ計画をたて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に要配慮者への連絡、避難誘導等については担当を複数明記しておくこと。
- 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備を行うこと。
- 避難所等、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資の検討をしておくこと。
- 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- その他自主的な防災に関すること。

イ. 施設、事業所の自主防災計画

ア. 記載事項

- 施設事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等についてあらかじめ防災計画をたて、かつ町や江津呂智消防組合等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- 防災機関、本部、各事務所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等について明示しておくこと。
- 施設等の整備に関すること。
- 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- 避難所等、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常時持出し等に関すること。

- ・住民との協力に関すること。
- ・その他、自主防災に関すること。
- b. 対象施設
 - ・学校、旅館、医療機関等多数の者が利用又は出入りする施設。
 - ・多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け、災害防止に当たることが効果的であると認められる施設。
 - ・複合用途施設利用（入居）と事業所が共同である施設。
- c. 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画をたてておく。

 - ・役 員 ： 防災責任者及びその任務、班長及びその任務
 - ・会 議 ： 総会、役員、班長会等

④ 自主防災組織の活動状況の把握

災害時の自主防災組織の役割に鑑み、町がそれぞれの状況を把握しておくことは重要で、地域の新体制が整う年度当初に、町は各自主防災組織の実態調査を行い防災体制の充実を図る。

第19節 災害ボランティアの活動環境の整備

【基本方針】

大規模災害発生時には、救護をはじめ各種支援を必要とする被災者が大量に発生するため、町及び町社会福祉協議会は、県及び防災関係機関の救助活動等にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応が求められる。

このため、町及び町社会福祉協議会は県、防災関係機関及びボランティア関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう活動環境の整備を図る。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

【実施内容】

1. 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的として善意の活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、概ね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専 門 ボランティア	- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 特殊車両操作（大型重機等） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援） - その他特殊な技術を有する者 - 無線（アマチュア無線士） - 通訳（語学）
一 般 ボランティア	- 救援物資の整理、仕分け、配分 - 炊出し、配送 - 要配慮者等への生活支援 - 外国語の通訳、情報提供 - 指定避難所の運営補助 - 清掃、防疫 - その他危険のない軽作業

2. 専門ボランティアとの連携体制の整備

① 専門ボランティアの育成・事前登録

県、日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習・訓練の実施や、ボランティア団体及び個人の事前登録を行うよう努める。又、ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を呼びかける。

② 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握するよう努める。

3. 一般ボランティアとの連携体制の整備

県や日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を図るとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録など、体制の整備に努める。

4. 災害ボランティア受入れ体制の整備

- ① 災害ボランティアの受入れのための協議機関の整備
災害時における災害ボランティアの円滑な受入れ体制などについて、協議を行う機関の整備に努める。
- ② ボランティア受入れマニュアルの作成
県や日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害ボランティア活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティア受入れマニュアルの作成に努める。
- ③ ボランティア活動への支援
町は、県の協力のもと、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する。

5. ボランティアコーディネーターの育成、登録

ボランティアの受入れには、被災地の多種多様な支援要請とボランティアの活動を結び付けるための「専門的なボランティアコーディネーター」の確保が不可欠である。県、日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害ボランティア活動ニーズの把握、受付け、登録、派遣、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成、登録に努める。

6. 災害ボランティアの周知

県、日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受入れられるよう、平素より地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての周知を図る。地震の災害等による被害の拡大を防止するには、町、県及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町、県及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行えるような活動環境の整備を図る。

又、ボランティアの活動が円滑に行われるようコーディネート機能の強化を図る。

7. 災害ボランティアとの連携体制の整備

県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアバンクの設置に努めるとともに災害ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

第20節 防災教育

【基本方針】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持って平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。又、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者・要配慮者を助ける、避難所等で自ら活動する、あるいは県、町、公共機関等が行っている防災活動に協力する等、防災活動への寄与に努めることが求められる。

教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

【実施内容】

1. 災害対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布

災害発生時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるようパンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

① 広報の重点事項

ア. 平常時の心得に関する事項

- a. 家族と避難先や連絡先を相談し、あらかじめ決めておくこと
- b. 防災訓練に進んで参加すること
- c. 自主防災組織をつくっておくこと
- d. 非常持出用品をまとめておくこと
- e. 日頃から崖崩れに注意すること
- f. 日頃から建物の補強、家具の固定に注意すること
- g. 日頃から飲料水や消火器の準備をすること
- h. 要配慮者への配慮

イ. 警報等発表時の心得に関する事項

- a. 正しい情報をつかむこと
- b. すぐに家庭の防災会議を開くこと
- c. 家の中でつぶされないよう身をおく場所を確かめること
- d. 火はできるだけ使わないこと
- e. 危険物などの安全に注意すること
- f. 水や消火器を用意すること
- g. 身軽で安全な服装に着がえること
- h. 非常持出品を確かめること
- i. 隣近所で助け合うこと
- j. 自動車や電話の使用を自粛すること

ウ. 地震発生時の心得に関する10か条

- a. まずわが身の安全を図ること
- b. すばやく火の始末をすること
- c. 非常脱出口を確保すること
- d. 火が出たらまず消火すること
- e. あわてて戸外に飛び出さないこと
- f. 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと
- g. 山崩れ、崖崩れに注意すること
- h. 避難は徒歩で、持物は最小限にすること

- i. みんなが協力し合って応急救護を行うこと
- j. 正しい情報をつかみ、余震をおそれないこと

2. 町及び防災関係機関の職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、それぞれ災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、又、職場における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

教育内容並びにその方法は次のとおりとする。

① 教育内容

- ア. 邑南町地域防災計画の内容と運用
- イ. 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担の徹底、確認
- ウ. 災害情報が出された場合及び災害が発生した場合に取るべき具体的行動に関する法令及び知識
- エ. 予想される地震に関する知識
- オ. 災害対策として現在講ぜられている内容
- カ. 今後災害対策として取り組む必要のある課題
- キ. 被害の調査方法及び技術的な被害額の算出方法並びに被害報告要領と連絡方法

② 教育方法

ア. 講習会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、災害の要因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。

イ. 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と防災計画の理解と推進を図るとともに、土木、建築、非常無線通信等その他防災対策に必要な技術の修得を図る。

ウ. 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担についての自覚と認識を深める。

エ. 見学・現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

3. 学校教育における防災教育

学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

① 防災教育の徹底

学校関係者は、地震発生時の一次避難の仕方、指示に従って冷静に行動することの重要性など避難方法を見学生徒に徹底させるよう努める。その上で自主防災思想の涵養を図るため、災害の要因等についての科学的知識の普及、地震予知情報等の理解など、見学生徒の発達段階及び本町の地域実態に即して学校教育活動全体を通じた防災教育の徹底を図る。

② 防災上必要な計画と訓練の実施

学校関係者は、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、見学生徒の避難、誘導等防災上必要な計画と訓練を実施する。

なお、訓練計画の樹立及び実施に当たっては次の点に留意する。

ア. 防災知識指導

防災知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施すること。特に、特別活動

を中心に避難訓練、消防訓練、野外活動等不測の事態に備えて事前の指導に努めること。

イ. 防災訓練

- a. 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動とあいまって十分な効果をおさめるように努めること。
- b. 訓練は、学校種別・学校規模・施設設備の状況及び児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。
- c. 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努めること。
- d. 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- e. 訓練実施後は十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

ウ. 学校行事における指導

学校行事等で震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設及び防災・災害展等の見学会を行い、学校、家庭、地域における災害時の実践活動、避難行動等について習得させる。

4. 住民に対する防災知識の徹底

防災については、住民個人が果たす役割は大きいと、その防災知識の周知徹底については、防災週間等の運動や防災訓練を通じて行う。又、災害が発生し、一般に災害に対する関心が高まっている機会をとらえて、次に掲げる事項の周知徹底を図る。

① 邑南町地域防災計画に定められているもののうち、特に一般住民の注意を喚起する必要がある事項

ア. 災害の一般知識及び地震及び気象予警報の種類と内容

イ. 地震発生通報

ウ. 異常気象等の発生通報

エ. 被害情報通報

オ. 避難所等、避難路、避難方法

カ. その他必要事項

② 土砂災害の前兆現象

ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

イ. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木などが交ざりはじめた場合

ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため）

エ. 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ. 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

③ 過去の災害等の紹介

ア. 町内又は隣接市町村等で過去に発生した災害と被害等の実情及びその対策を紹介し、再び同じ被害を繰り返さないよう再認識させる。

イ. 他市町村の災害記録を逐次発表し、住民の地震に対する判断の資料に供する。

④ 災害時における心得

住民が知っておくべき心得及び注意事項を周知徹底させる。

地震、風水害、雪害、大火等災害の種別ごとに特徴をとらえ、一般住民が知っておくべき心得及び注意事項を周知徹底させる。

⑤ 普及方法

防災知識の普及は関係機関及び団体の協力を得て、公民館等の社会教育施設を活用するなどし実施する。

5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

- ① 防災上重要な施設が行う防災教育
施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練を通して防災学習の徹底を図る。
- ② 防災関係機関が行う防災教育
防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

6. 事業所における防災活動の促進

各事業所は、災害時に果たす役割（従業員や顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

町は、事業所における防災教育のテキストを作成し、その普及に努める。又、事業所の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行う。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

7. 世論調査及び災害相談の実施

住民の防災について正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関との有機的連携のもとに実施する。

- ① 防災アンケートの実施
住民の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等防災意識調査を必要に応じて実施する。
- ② 住民の災害相談及び現地診断
地震災害に対する住民の不安を解消するため、相談を行う体制づくりを進める。又住宅の耐震性等の現地診断についても適宜実施する体制づくりを推進する。

8. 災害教訓の伝承

- ① 国、県、町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- ② 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国、県、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第21節 防災訓練

【基本方針】

災害による被害を最小限に抑えるためには、町、県及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

そのため、防災業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の連携を強化するとともに、住民の防災に関する関心を高め、より実践的な住民参加の訓練を目指す。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

【実施内容】

1. 図上訓練《災害対策本部》

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行い、その訓練実施項目は概ね次のとおりとする。

- ① 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- ② 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- ③ 緊急避難及びこれに伴う措置

2. 実地訓練《災害対策本部》

訓練目的を効果的に達成し得られる地区又は場所を選定し、実地において行うものとし、その訓練項目及び訓練内容は次のとおりとする。

① 予警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要により実施する。

② 災害防ぎょ訓練

災害による被害の拡大を防ぐための訓練は概ね次のとおりとする。

ア. 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるように、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定して実施する。

イ. 避難・救助訓練

町及びその他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、医療機関、社会福祉施設、事業所等にあつては、人命保護のため特に避難についてその施設の整備を図り、訓練を実施する。特に小・中学校、保育所等においては江津邑智消防組合の指導により少なくとも年1回以上行うものとする。

又、自主防災組織、住民の参加による地域の実情にあわせた実践的な訓練を徹底して行う。

ウ. 通信訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し通信訓練を行う。

エ. 非常動員訓練

町及び防災関係機関は各種災害を想定し、勤務時間外における職員や消防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じて実施する。

オ．水防訓練

町及び関係機関は、水防工法、水位雨量観測、江津邑智消防組合及び一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、伝達等の訓練を実施する。

カ．その他

- ・医療救護訓練
- ・必要資材の応急手配訓練

③ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

ア．道路の交通確保

イ．復旧資材、人員の緊急輸送

ウ．決壊堤防の応急修復

エ．電力、通信施設の応急修復

3. 区 分

① 単一訓練

町及び関係機関が個別にその主管する業務に関連した訓練種目を選定して、図上又は実地について行う。

② 総合訓練

災害予防責任者が合同してあらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定して図上又は実地で行い、当該訓練は原則として町防災会議が関与して行う。

4. 実践的な訓練の実施と事後評価

① 実践的な訓練の実施

町及び防災関係機関、自主防災組織等が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。

② 事後評価

訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

第22節 要配慮者安全確保体制の整備

【基本方針】

災害発生時には高齢者、乳幼児、心身障がい者、傷病者、児童、妊産婦、観光客・旅行者、日本語がよく理解できない外国人が犠牲になるケースが予想され、各種災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る。

又、施設整備の推進や教育・広報活動等の体制づくりに努める。

【実施内容】

1. 避難行動要支援者支援体制の整備

① 町の避難行動要支援者支援体制

町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要支援者の支援体制の整備に努めるものとする。

ア. 要支援者に配慮した避難計画の策定

町は、避難計画（第2章第8節）の策定にあたっては、特に以下の点に留意するものとする。

- ・ 要支援者への避難指示等の伝達方法
- ・ 要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ・ 要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

イ. 避難行動要支援者名簿の作成

町は災害対策基本法に基づき、次のとおり避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成し運用する。

○避難支援等関係者となる者

邑南町消防団、江津邑智消防組合、川本警察署、民生委員、邑南町社会福祉協議会、自主防災組織・自治会等

○要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 75歳以上のみの世帯員
- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳3級以上（視覚障害は2級以上、音声・言語・そしゃく機能障害は4級以上）を所持する者
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・ 緊急通報設置者
- ・ 難病患者

○要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・ 75歳以上のみの世帯員は、町民課と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ 要介護認定を受けている者は、要介護認定情報等により把握する。
- ・ 身体障害者手帳を所持する者は、身体障害者手帳台帳における情報等により把握する。
- ・ 知的障がい者は、療育手帳台帳における情報等により把握する。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者は、島根県と連携し精神障害者保健福祉手帳台帳における情報等により把握する。

- ・緊急通報設置者は、緊急通報設置者台帳における情報等により把握する。
- ・難病患者は、島根県と連携し重症難病患者情報等を把握する。
- 要支援者名簿の更新に関する事項

要支援者名簿の電子情報の更新はシステムにより随時行うものとする。避難支援等関係者に事前に提供する名簿は年1回更新する。
- 要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
 - ・要支援者名簿は、要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った要支援者名簿について、施錠可能な場所への保管と必要以上に複製しないよう指導する。
 - ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに、要支援者名簿の提供先に対し個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
 - ・要支援者名簿を団体へ提供する場合は、その団体内部で要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - ・必要に応じ要支援者名簿情報の取扱状況を報告させる。
- 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
 - ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。
 - ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す。
- 避難支援等関係者の安全確保
 - ・町は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
 - ・地域において、避難の必要性や要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。
- ウ．個別の要支援者の避難支援

町は、個々の要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、事前に名簿情報の共有を避難支援等関係者で行うために、要支援者から名簿情報提供の同意を得ておく。また、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めるものとする。

 - ・避難行動要支援者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族に加え、地域ぐるみの強力のもとで、手話通訳者の派遣等を含め避難行動要支援者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。
 - ・避難行動要支援者について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに掌握しておく。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の保護には十分留意する。

2. 災害対応能力を考慮した防災施設の整備

- ① 人にやさしいバリアフリーの施設整備の推進と教育・広報活動等の体制づくりを推進する。
- ② 防災施設の整備

要配慮者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災報知器の設置の推進、避難誘導等の施設・設備等の導入、避難所、避難路等の防災施設の整備を図る。
- ③ 災害発生直後の食糧・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、

家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、傷病者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

3. 社会福祉施設等における対策

① 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

又町との連携のもとに、近隣施設、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

② 施設の安全対策

施設管理者は、施設全体の安全対策の強化を図るよう努める。

③ 緊急連絡体制の整備

町及び施設管理者は、災害の発生に備え、江津邑智消防組合等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

④ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高められるように、個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

⑤ 防災備品等の整備

施設管理者は、災害に備え食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

4. 在宅者対策

① 要配慮者の状況把握

あらかじめ自主防災組織や社会福祉施設等の協力を得て、介護を要する高齢者や心身障がい者等の人数及び災害時における介護体制の有無について十分な状況把握に努める。

② 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、ボランティア組織、県及び他の市町村との応援協力体制の確立に努める。

③ 防災教育・防災訓練

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の状況にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

5. 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

① 避難路、避難所等への標識の多言語化を推進する。

② 災害時の通訳の確保等、外国人への支援システム、救急体制の整備に努める。また、外国語による多言語での避難に関する情報提供について検討に努める。

③ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

6. 避難後の要配慮者への配慮

県及び町は、要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

第23節 孤立地区対策

【基本方針】

地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

【実施内容】

1. 通信手段の確保

① 多様な通信手段の確保

震災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障をきたすことが考えられる。

そのため、町、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

② 地震の発生を前提とした通信設備の運用

町及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

③ 通信施設障害時におけるバックアップ体制

通信施設障害等により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2. 物資供給、救助体制の確立

① 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食糧、水、医薬品、毛布）等

② ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区のヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3. 孤立に強い地区づくり

① 備蓄の整備・拡充

孤立可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、水、食糧、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

② 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難所等を周知徹底する。

③ マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4. 道路寸断への対応

① 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

② 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第24節 応援協力体制の強化

【基本方針】

大規模な災害が発生した場合には、その被害が大きくなることが予想され、町や町内の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障をきたすことが想定される。

そのため、各機関は平素から県及び防災関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

【実施内容】

1. 地域間の応援協力体制づくり

災害発生による被害の状況においては、町単独での被災者支援には人的・物的に限界があるため、他市町村との相互支援の協定づくりを推進する。

① 他市町村との防災協定づくりの推進

町は、他市町村との間で次の4段階の体制を通し防災姉妹都市の提携を推進していく。

第1段階：自力での町域内対策活動

第2段階：広域行政圏をベースとした近接地域間協力

第3段階：全県での応援

第4段階：県を超えた広域応援

② 避難所等収容施設に関する協定

ア. 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の提供

イ. 医療、防疫等、し尿・ゴミ・ガレキ処理の協力

ウ. 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

エ. 医療系・技術系・技能系職等の職員の派遣

オ. 要配慮者（障がい者、高齢者、幼児、外国人等）、特に学童の受入れ協力

カ. 住宅の斡旋

2. 民間事業所との協定づくりの推進

流通・製造業者との協定づくりやトラック協会、建設資材業者や建設業者との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

第25節 調査研究

【基本方針】

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、宅地の開発、ライフライン施設等の高度集積化などにより災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

又、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を講じるための防災調査を積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

【実施内容】

1. 基本的調査（自然、社会的条件に関する調査）

本町の自然的、社会的条件についての調査は、調査研究の最も基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査を利用し、自然的条件については、本町が過去に調査した地質、地盤の構造などを基に行うものとする。

2. 被害想定に関する調査・研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための誘導目標を設定することが目的であり、震災対策の総合的効果的推進を図るうえで重要である。

前章総則において、町周辺の活断層の有無や「島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）」をもとに被害の予測を行ってきたが、今後は重要公共建造物の耐震診断の実施等により具体的な調査を進める必要がある。

3. 災害の防止、町の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査するため、以下の項目が必要である。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 地盤調査 | ② 建築物の耐震調査 |
| ③ 危険物の状況 | ④ 電気、ガス、上・下水道の状況 |
| ⑤ 道路、橋梁の状況、交通障害対策 | ⑥ 消防水利状況 |
| ⑦ 停電、通信障害状況 | ⑧ 地震火災対策 |
| ⑨ 避難所等及び避難路の状況 | ⑩ 自主防災組織 |

4. 防災カルテ・防災マップ等の整備

防災調査の成果を活用し、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、学校区単位）の防災カルテ・防災マップの作成を推進していく必要がある。